

家畜衛生だより

No. 220 令和8年2月発行



新潟県

上越家畜保健衛生所

〒943-8551

上越市本城町 5-6

TEL:025-526-9441 FAX:522-1724

E-mail:ngt066060@pref.niigata.lg.jp

高病原性鳥インフルエンザ ～北帰行期の警戒を～

令和7年シーズンは、これまでに本県2事例を含む18事例発生し、約423万羽（採卵鶏13事例、肉用鶏4事例、うずら1事例）が殺処分対象となっています。野鳥等でも14道県83事例陽性が確認されています。（2月6日現在）

これから渡り鳥が北方の営巣地に移動する時期となります。この移動が終わる5月頃までは、環境中に広くウイルスが存在し、発生リスクが高い状態が続くと考えられます。

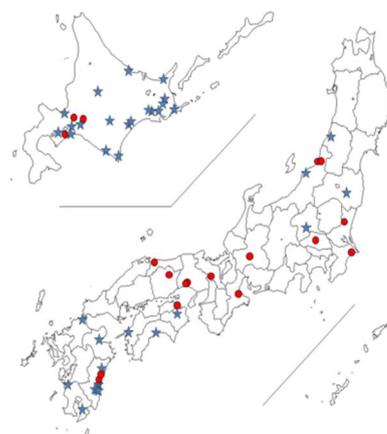
農場へのウイルス侵入を防ぐための対策を再確認し、特に塵埃対策を可能な範囲で実施する等、最大限の警戒をお願いします。

※県内発生2事例の疫学調査報告書は農林水産省のホームページ内にありますので、参考にしてください。

https://www.maff.go.jp/j/syuan/douei/tori/r7_hpai_kokunai.html#epi_result

令和7年シーズンの発生状況

● 家きん
★ 野鳥・環境試料



農林水産省 HP

ウイルス侵入防止対策の徹底を！

★人・物・車両の入出時対策

- 衛生管理区域専用の衣服や靴の使用
- 着用前後で交差のない動線、明確な境界を確保
- 適切な車両消毒、手指消毒の実施
- 家きん舎ごとの専用の靴の使用

★塵埃対策

- 鶏舎周辺への散水・消毒
- 換気や出荷作業前等には消毒液散布

★野生動物の侵入防止・誘引防止

- 畜舎の壁、防鳥ネット等の破損修繕
- ねずみ及び害虫の駆除
- 鶏卵・鶏糞の搬出口に覆いを設置
- 餌置場の清掃、死体や廃棄卵の適切な処理など誘引を防止
- 農場周辺のため池等水抜き、防鳥ネットや布忌避テープの設置等

【大臣指定地域（発生リスクの高い地域）における対策】

1月1日より上越市、柏崎市、胎内市、新発田市、聖籠町、村上市の一部が指定されました。指定地域内の養鶏場では次の対策が必要になります。①発生に備え、消毒薬や塵埃対策に必要な資材等を備蓄する。②農場周辺の野鳥の生息状況を把握し侵入防止対策を講じる。③ため池の水を抜くなど地域内で取り組むべき野鳥対策を検討する。

定期報告書の提出をお願いします

家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者は、毎年2月1日時点の家畜の飼養頭羽数及び衛生管理情報等を県へ報告することが義務付けられています。期限までに提出をお願いします。 報告期限 令和8年3月6日(金)

新潟県における家畜の伝染病発生状況

令和7年(1~12月)、家畜伝染病は高病原性鳥インフルエンザが2件発生しました。届出伝染病は、牛伝染性リンパ腫が毎年15頭前後で推移しています。本病は牛伝染性リンパ腫ウイルス(BLV)による腫瘍性の全身性疾患で、血液や乳汁を介して伝播します。感染牛のうち発症するのは数%ですが、治療法やワクチンはないため、農場のBLV感染状況を把握し、吸血昆虫対策等の感染防止対策を実施することが重要です。

○家畜伝染病

| 家畜 | 病名 | 件数 | 頭羽群数 |
|----|--------------|----|------|
| 鶏 | 高病原性鳥インフルエンザ | 2 | 4 |

○届出伝染病

| 家畜 | 病名 | 件数 | 頭羽群数 |
|------|----------|----|------|
| 牛 | 牛伝染性リンパ腫 | 13 | 15 |
| 豚 | 豚丹毒 | 5 | 8 |
| 鶏 | 鶏伝染性気管支炎 | 3 | 24 |
| みつばち | アカリング二症 | 1 | 4 |

韓国で口蹄疫が9か月ぶりに発生！

令和8年1月30日、韓国の仁川広域市の牛農場で口蹄疫(O型)が発生しました。現在、我が国へ侵入するリスクが極めて高い状況が続いています。偶蹄家畜(牛・豚・緬山羊)の飼養者は、飼養衛生管理基準の遵守し、発生予防の徹底をお願いします。

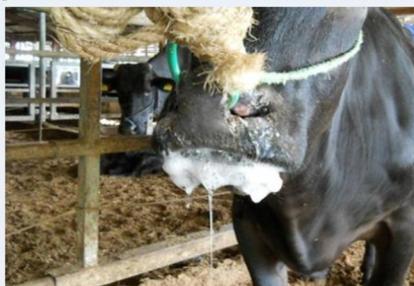
疑わしい症状は直ちに通報を！

口蹄疫は牛や豚などで発熱や食欲不振に始まり、後に**泡状のよだれ**を流したり、**口、ひづめ、乳房に水疱(水ぶくれ)**ができるのが特徴です。

<A型口蹄疫ウイルスの感染実験の結果>

～牛の症状～

写真:宮崎県提供



上顎口唇潰瘍



水疱が破れている

写真:動物衛生研究部門提供

農林水産省HP

畜産農家での精液等の取扱いについて

家畜改良増殖法の一部改正に伴い、家畜人工授精所以外にも和牛の家畜人工授精用精液や家畜受精卵を取り扱う畜産農家も立入検査の対象となります！

精液等について、以下の点等を確認し、取扱いに注意してください。

- 家畜人工授精所の開設の許可を得ていない場所で保存した家畜人工授精用精液等を他者に譲渡(無償含む)することはできません。
- 保存容器(ストロー等)と家畜人工授精用精液証明書等は一体(一致)管理する(ポンベにある精液ストローと精液証明書は、記載内容を含め、本数と枚数が一致していなければなりません)。
- 自家授精用に凍結精液を購入した際には、精液証明書の裏面「譲渡・経由の確認」欄を記載する。
- 家畜人工授精師で人工授精を実施していれば、家畜人工授精簿などを記録し保存する。